二七　施行期日等

1　厚生年金保険等の適用事業所に関する経過措置

㈠　二の1の㈠の施行の際現に存する改正前の厚生年金保険法第六条第一項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所又は事務所（国、地方公共団体又は法人の事業所又は事務所であって、常時従業員を使用するものを除く。）については、当分の間、なお従前の例により、厚生年金保険の適用事業所としないこととした。（附則第一八条関係）

㈡　二三の1の㈠の施行の際現に存する改正前の健康保険法第三条第三項第一号イからレまでに掲げる事業以外の事業の事業所（国、地方公共団体又は法人の事業所であって、常時従業員を使用するものを除く。）については、当分の間、なお従前の例により、健康保険の適用事業所としないこととした。（附則第三七条関係）

2　短時間被保険者の厚生年金保険料等に関する経過措置

㈠　厚生年金保険の適用拡大の対象となる適用事業所等の事業主は、実施機関に申出をした場合は、七〇歳未満であるその短時間被保険者（厚生年金保険の標準報酬月額等級のうち第一級から第六級までに該当する者に限る。）に係る事業主の負担すべき厚生年金保険料（標準賞与額に係るもの等を除く。）の負担の割合を、短時間被保険者の標準報酬月額等級に応じて別に定める割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間被保険者に係る厚生年金保険料の額（申出があった日の属する月から通算して三六月間の各月に係るものに限る。）のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に厚生年金保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすこととした。（附則第二二条及び第二三条並びに附則別表第二関係）

㈡　健康保険の適用拡大の対象となる適用事業所等の事業主は、保険者等に申出をした場合は、その短時間被保険者（健康保険の標準報酬月額等級のうち第一級から第九級までに該当する者に限る。）に係る事業主の負担すべき健康保険料（標準賞与額に係るもの等を除く。）の負担の割合を、短時間被保険者の標準報酬月額等級に応じて別に定める割合に増加することができるものとし、この場合において、短時間被保険者に係る健康保険料の額（申出があった日の属する月から通算して三六月間の各月に係るものに限る。）のうち、短時間被保険者に係る標準報酬月額に一般保険料率を乗じて得た額に相当する額に増加負担割合を乗じて得た額は、徴収を行うことを要しなかったものとみなすこととした。（附則第二四条及び第二五条並びに附則別表第三関係）

3　二六の5から7まで並びに1及び2のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めるとともに、関係法律の規定の整備を行うこととした。（附則第一条第二項及び第三項、第四条～第一七条、第一九条～第二一条、第二六条～第三六条並びに第三八条～第五五条並びに附則別表第一関係）

4　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和八年四月一日から施行することとした。

◇盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（法律第七五号）（警察庁）

1　総則

㈠　目的

この法律は、特定金属製物品の窃取を防止するためには盗難特定金属製物品の処分を防止することが重要であることに鑑み、特定金属くず買受業について買受けの相手方の氏名等の確認を義務付ける等の措置を講ずるとともに、併せて指定金属切断工具を隠して携帯する行為を禁止すること等により、特定金属製物品の窃取の防止に資することを目的とすることとした。（第一条関係）

㈡　定義

この法律において、用語の意義を次のとおり定めることとした。（第二条関係）

(1)　特定金属製物品　特定金属（銅その他犯罪の状況、当該金属の経済的価値その他の事情に鑑み、当該金属を使用して製造された物品の窃取を防止する必要性が高い金属として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を使用して製造された物品のうち、主として特定金属により構成されているものをいう。

(2)　盗難特定金属製物品　窃取された特定金属製物品をいう。

(3)　特定金属くず　主として特定金属により構成されている金属くず（物品を製造する過程において生するもの及び古物営業法（昭和二四年法律第一〇八号）第二条第一項に規定する古物に該当するものを除く。）をいう。

(4)　特定金属くず買受業　特定金属くずの買受けを行う営業をいう。

(5)　指定金属切断工具　ケーブルカッター、ボルトクリッパーその他の特定金属を切断することができる工具であって、一般消費者が通常生活の用に供することが少ないと認められ、かつ、特定金属製物品の窃取の用に供されるおそれが大きいものとして政令で定めるものをいう。

2　盗難特定金属製物品の処分の防止のための特定金属くず買受業に係る措置

㈠　特定金属くず買受業の届出

特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに、氏名、住所等を当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会に届け出なければならないこととした。（第三条第一項関係）

㈡　本人確認等

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行おうとするときは、一定の場合を除き、買受けの相手方の本人確認を行うとともに、当該本人確認に係る事項等に関する記録を作成し、当該記録を三年間保存しなければならないこととした。（第七条及び第八条関係）

㈢　取引記録の作成及び保存

特定金属くず買受業を営む者は、特定金属くずの買受けを行った場合には、当該買受けの相手方の氏名、当該買受けの内容等の記録を作成し、当該記録を三年間保存しなければならないこととした。（第九条関係）

㈣　警察官への申告

特定金属くず買受業を営む者は、買受けに係る特定金属くずが盗難特定金属製物品に由来するものである疑いがあると認めたときは、警察官にその旨を申告しなければならないこととした。（第一〇条関係）

㈤　その他

(1)　特定金属くず買受業を営む者に対する指示、営業停止命令並びに報告徴収及び立入検査に係る規定を設けることとした。（第一一条～第一三条関係）

(2)　その他所要の規定を整備することとした。

3　指定金属切断工具の隠匿携帯の禁止

何人も、業務その他正当な理由による場合を除いては、指定金属切断工具を隠して携帯してはならないこととした。（第一五条関係）

4　その他

㈠　警視総監又は道府県警察本部長、方面本部長及び警察署長は、特定金属製物品の盗難の防止に資する情報を、太陽光発電設備を設置する者等に周知するよう努めなければならないこととした。（第一六条関係）

㈡　その他所要の規定を整備することとした。

5　施行期日等

㈠　所要の経過措置を設けることとした。

㈡　施行期日

(1)　(2)を除き、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

(2)　1、3及び4については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇国土交通省組織令の一部を改正する政令（政令第二一六号）（国土交通省）

1　物流・自動車局の所掌事務の一部を総合政策局の所掌事務とし、物流・自動車局旅客課及び総合政策局モビリティサービス推進課の所掌事務を変更することとした。（第四条、第一二条、第四五条及び第一三八条関係）

2　不動産・建設経済局地価調査課の名称及び所掌事務を変更することとした。（第七五条関係）